

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から61年3月まで

義母に国民年金への加入を強く勧められたことをきっかけに、昭和47年に国民年金への加入手続を行い、以後、61年4月の第3号被保険者制度の開始までの期間について、納付書により役場窓口で定期的に納付していた。

社会保険庁の記録によると、私の国民年金被保険者資格（任意加入）は、昭和56年10月3日に喪失したとされているが、このような手続を行った記憶は無い。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者台帳、A市区町村が保管する旧B市区町村の被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者（任意加入）資格喪失日は、昭和56年10月3日となっており、訂正された形跡も認められないことから、申立期間は、未加入期間として取り扱われていたものと推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する被保険者台帳には、昭和58年10月に旧B市区町村の被保険者名簿と照合したことを示す押印が確認できることから、同市区町村が、資格喪失後も複数年度にわたり、申立人に対して納付書を送付し続けていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成2年4月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成2年4月まで
国民年金保険料の支払い等は、すべて元妻に任せていた。

元妻によれば、申立期間については定額保険料とともに付加保険料も納付したはずであり、定額保険料のみ納付済みとされていることに納得がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付等に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人とともに付加保険料を納付していたとする元妻も、申立期間については定額保険料のみ納付となっている上、元妻から、申立人の申立期間の付加保険料が納付されたことをうかがわせる供述は得られない。

また、A市区町村が保管する申立人及び元妻の国民年金保険料検認簿等において、申立期間の国民年金保険料については、夫婦同一日に定額保険料のみ納付されていることが確認できるとともに、平成3年2月5日付けで、申立期間直後の2年5月分の夫婦の定額保険料が還付されていることが確認できることなど、申立人の申立期間の付加保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から55年1月1日まで

社会保険事務所の記録によると、私の標準報酬月額が昭和52年10月から54年9月までの期間は11万円、54年10月から同年12月までの期間は13万4,000円とされているが、申立期間の標準報酬月額は、52年10月には13万4,000円に、また、53年又は54年には17万円になっていたはずである。

申立期間の標準報酬月額については、平成2年に誤りに気付いたため、申立事業所から関係資料を借用した上で社会保険事務所に出向き、記録の訂正を依頼したが、訂正されないまま年金の裁定が行われた。

社会保険事務所の改ざんにより、私だけではなく当時の従業員全員の標準報酬月額が誤っていると思うので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、記録の訂正等が行われた形跡は認められない上、当時の同僚(5名)から事情を聴取しても、給与明細書等の資料を所持している者はおらず、社会保険事務所が申立期間当時の従業員全員の標準報酬月額を改ざんしていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、平成2年に年金裁定請求を行った際、社会保険事務所に対し、事業所から借用した社会保険関係資料を提示し、社会保険事務所の記録が誤っていることを指摘したと主張しているが、当時、申立人が求めた訂正の内容は判然としない上、標準報酬月額の訂正に係る届出を行った記憶も無いとしている。一方、申立人が平成2年当時対応してもらったとする社会保険事務所の元職員は、「仮に社会保険事務所の記録が誤っ

ているということになれば、その時点で訂正届を作成してもらっていると思う。」と供述しているところ、申立人等から訂正届が提出され、それに基づき訂正手続が行われた事実は確認できない。

さらに、申立事業所は平成8年6月に解散しており、当時の標準報酬月額決定通知書、給与台帳等を確認することができず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から55年1月1日まで

社会保険事務所の記録によると、私の申立期間に係る標準報酬月額は、6万円から15万円とされているが、申立期間については、昭和49年10月から54年6月までの期間は15万円程度、54年7月から同年12月までの期間は20万円程度の給与をもらっていたと思う。

当時の経理担当者から、従業員全員の標準報酬月額が誤っているという話を聞いたので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、不合理な記録の訂正等が行われた形跡は認められない。

また、当時の同僚(5名)から事情を聴取しても、給与明細書等の資料を所持している者はおらず、申立期間当時の従業員全員の標準報酬月額が誤って記録されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額は、15万円から20万円と特定されておらず、その記憶も曖昧である上、申立事業所は平成8年6月に解散しており、当時の標準報酬月額決定通知書、給与台帳等を確認することができず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案278

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から55年10月1日まで
社会保険事務所の記録によると、私の申立期間に係る標準報酬月額は、3万円から7万2,000円とされているが、申立期間については、昭和49年10月から54年6月までの期間は6万円程度、54年7月から55年9月までの期間は8万円程度の給与をもらっていたと思う。

当時の経理担当者から、従業員全員の標準報酬月額が誤っているという話を聞いたので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、不合理な記録の訂正等が行われた形跡は認められない。

また、当時の同僚(5名)から事情を聴取しても、給与明細書等の資料を所持している者はおらず、申立期間当時の従業員全員の標準報酬月額が誤って記録されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額は、6万円から8万円と特定されておらず、その記憶も曖昧である上、申立事業所は平成8年6月に解散しており、当時の標準報酬月額決定通知書、給与台帳等を確認することができず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月27日から同年4月2日まで
② 昭和43年5月27日から同年6月3日まで
③ 昭和44年6月29日から同年7月9日まで

船員手帳に記載されているA丸における雇用期間は、昭和42年7月5日から43年11月25日まで及び43年11月26日から44年7月9日までの継続した期間であるが、申立期間についてはA丸に係る船員保険の被保険者記録が無い。当該期間については通信長として、切れ目無く勤務しており、船員保険に加入していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の保管するA丸に係る被保険者名簿において、申立人とは別の者が通信長として乗船していたことが確認できるところ、A丸の所有者は、「当時、A丸には通信士は常時一人しか乗船させていなかった。」と供述しており、申立人自身も当該船舶に乗船していた通信士は一人であったと述べていることから、申立人が申立期間においてA丸に乗船していなかった可能性は否定できない。

2 申立期間②及び③について、A丸の所有者は「当該期間は船舶の整備期間として休漁していた期間であり、保安要員を除いて給料は支払っておらず、船員保険被保険者資格についても一旦喪失させ、出漁の際に改めて取得させていた。」と供述しており、申立期間②及び③におけるA丸の被保険者記録からも一部の船員を除きほぼすべての被保険者が資格を喪失していることが確認できる。

また、当該船舶所有者の被保険者名簿で確認できる当時の船長に照会したところ、当該期間について、船員保険の資格を一旦喪失させていた旨の供述を得ている。

- 3 なお、申立人は、所持する船員手帳によると、A丸については、昭和42年7月5日雇入、43年11月25日雇止及び同年11月26日雇入、44年7月9日雇止と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押印されていることが確認できることから、当該期間においても船員保険被保険者であったと主張している。しかし、当該記録は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために記載させているものであり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることはできない。
- 4 このほか、申立人が、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。